

# 西遷武士小早川氏と楽音寺

高橋典幸

Kobayakawa Family Who Transferred Their Stronghold from East Japan to West Japan in Kamakura Period and Gakunonji Temple  
TAKAHASHI Noriyuki

はじめに

- ① 小早川氏と沼田荘
- ② 楽音寺と一宮
- ③ 地頭氏寺楽音寺
- ④ 「地頭小早河三方相論」  
おわりに

【本文要約】

近年の日本中世史研究では武士の移動に注目が集まっている。西遷や北遷といった御家人の移動は鎌倉時代に特徴的な武士の移動といえよう。西遷や北遷に際して、御家人たちは移動先でどのような環境を利用したか、またどのような環境を構築していったかの考察が必要である。そこで本論文では、安芸国沼田荘に西遷した相模武士小早川氏と沼田荘内の楽音寺に即して、この問題の検討を試みた。

楽音寺は沼田荘の開発領主沼田氏の氏寺であり、沼田氏に代わって沼田荘に乗り込んだ小早川氏にとって、楽音寺を掌握することはそもそも政治的にも重要なことであった。さらに今回の検討によって、楽音寺院主は沼田荘一宮（豊田神社）の学頭職を兼帯し、楽音寺は沼田荘内の宗教的紐帯たる一宮修正会に深く関わっていたことが明らかになった。楽音寺のこうした機能は地域支配にとっても重要であったと考えられる。

小早川氏は新たに沼田荘の地域支配を進めるにあたって、楽音寺を地頭氏寺とする

ことよって掌握しようとした。今回の検討で楽音寺の院主（沼田氏以来の系譜をひく）と寺僧との間に利害の不一致が見出されたことから、小早川氏はこの点を利用して楽音寺への関与を試みたと想定した。このような姿勢は、西遷武士が既存の組織や勢力をとり込んでいくあり方として、今後の西遷武士研究でも参考になるものと考えられる。

しかし、小早川氏による楽音寺の氏寺化そのものは成功せず、小早川一族の問題とともに、楽音寺院主沼田一族の存在の大きさが確認された。南北朝期以降、小早川氏は楽音寺と新たな関係をとり結んでいくことになるが、その実態は今後の検討課題である。

最後に沼田荘内の梨子羽郷地頭職をめぐるいくつかの問題（誰が継承したのか、なぜ鎌倉幕府に没収されたのか）について新たな見解を示した。

【キーワード】西遷武士、小早川氏、安芸国沼田荘、地域支配、地頭氏寺

## はじめに

東国武士の西遷<sup>(1)</sup>は、中世における武士の移動の事例として早くから注目され、在地領主たる東国武士がなぜ遠く離れた地に移住するのか、その時期や契機、また西遷先でどのように支配を展開していったのかといった問題に関心が向けられてきた<sup>(2)</sup>。鎌倉時代から戦国時代まで、変転激しい中世社会を生き残った武士の多くが実は東国に出自する西遷武士であること<sup>(3)</sup>を考えれば、東国武士の西遷は中世の武士のみならず、中世社会を考える上でも重要な研究課題であるといえよう。

ところで、近年の研究の進展は、武士の移動について、これまでとは異なった意味・意義を明らかにしつつある。すなわち一九九〇年代を境に、中世武士研究は在地領主制論から職能武士論へと視角・関心を大きく旋回させ、武士の起源や社会的存在形態について見直しを進めているのである<sup>(4)</sup>。そこで提起されている論点は多岐にわたるが、本稿の関心から注目されるのは、武士と朝廷・貴族社会との密接な関係が明らかにされ、武士の在京活動や都鄙（京都と本領）を往来する武士が広汎に認められるようになったことである<sup>(5)</sup>。武士にとって移動は、けっして特殊な現象ではなく、むしろ基本的属性として認識されつつあるといえよう。

もう一つ注目されるのは、近年の議論が単に空間的・物理的な移動を論じるだけでなく、そうした移動を可能にする背景・環境にも視野を広げている点である。交通路の問題<sup>(6)</sup>、武士団内部における分業の問題<sup>(7)</sup>、都鄙間でとり結ばれる人的交流や情報伝達など<sup>(8)</sup>、さまざまなネットワークが明らかにされている。

東国武士の西遷についても、こうした研究成果をふまえた再検討が求められよう。その点で注目されるのは、御家人の遠隔地所領の経営に関する研究である。東国武士たちは鎌倉幕府の御家人となることによつて

全国各地に所領を獲得するようになったが、彼らは鎌倉・京都・各地の所領をつなぐさまざまなネットワーク（一族の分業や、商人・割符を介した流通網など）によつて遠隔地所領を経営していたことが、近年明らかにされている<sup>(9)</sup>。さらに西遷後も彼らは各地の所領を活発に往来していたことも指摘されている<sup>(10)</sup>。従来の研究ではもっぱら西遷の時期や契機が問題にされていたが、西遷を一回的かつ一方向的な移動としてではなく、こうしたネットワークの中でとらえ直していく必要がある。

西遷武士研究ではもう一つ、西遷先でどのように支配を展開していったかが問われてきた。西遷先でどのような環境を利用したか（利用できなかったか）、あるいはどのような環境を作り出したか（作り出せなかったか）という問題と読み替えることができるが、これまた武士の移動を可能にした背景・環境の究明と通じる側面がある。

もちろん西遷武士の支配のあり方は、西遷の時期や理由、さらには西遷先によつてさまざまであり、一概に論じることは難しい。まずは基礎的な研究を進めていく必要がある。そこで、本稿ではその基礎作業の一環として、安芸国沼田荘に西遷した小早川氏がどのような環境を利用したか、どのような環境を作り出そうとしていたのかをみていきたい。

### ① 小早川氏と沼田荘

小早川氏・安芸国沼田荘については関係史料にめぐまれ、先行研究も少なくない<sup>(11)</sup>。まずは先行研究に拠りつつ、小早川氏と沼田荘の概要をまとめておく。

小早川氏の祖は源頼朝の挙兵に功績のあった土肥実平である（小早川氏略系図参照<sup>(12)</sup>）。土肥氏は相模国西部に勢力を張った武士団中村氏の一族で、早川流域の土肥郷を名字の地とした。実平の息子遠平は父とともに平家追討戦で活躍し、その功績により安芸国沼田荘地頭職を与えられ

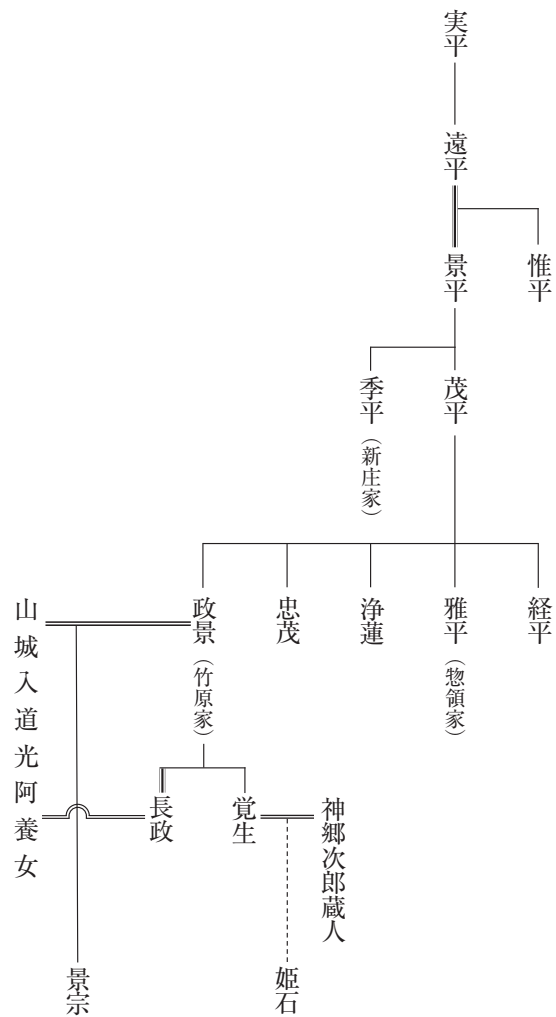


図 小早川氏略系図

その後、沼田荘地頭職は遠平の養子景平、さらにその子茂平に相伝されるが、遠平の嫡子惟平が建暦三年（一一一三）五月に勃発した和田合戦で敗北し処刑されると、土肥氏は鎌倉幕府内での地位を大きく低下させた。また、それ以前の元久二年（一一〇五）七月の平賀朝雅の乱も、土肥氏にとっては打撃であったことが指摘されている<sup>(14)</sup>。実は遠平から沼田荘地頭職を譲られていた景平は朝雅の実弟であったことから、朝雅誅死の累が及ぶことを避けるため、乱の翌年建永元年（一一〇六）六月、祖父遠平・父景平からの譲与という形で、沼田荘地頭職は茂平に譲られたとされている。さらに建暦三年（一一一三）九月に沼田新荘地頭職が切り離され、茂平の弟季平に譲られたのも、和田合戦の影響と考えられている。

沼田荘は後白河院の御願寺蓮華王院を本所とする荘園で、沼田本荘と新荘から成り、沼田氏が下司をつとめていた。沼田荘の立荘には、蓮華王院を造進し、また安芸国にも深い関係を有していた平清盛が関わっていたことが想定され、おそらく平家一門が領家ないし預所的な立場にあつて、沼田氏から蓮華王院への所領寄進を取り次いだと考えられている<sup>(13)</sup>。そうした事情から沼田氏は壇ノ浦の合戦で平家と運命をともにし、沼田荘は平家没官領となり、その地頭職は土肥遠平の手に入ることになったのである。

養子  
婚姻関係  
推定

とになったと考えられている。なお茂平はこの後、在京人としての活動が知られるようになる。それがいつまでさかのぼるかは判然としない<sup>(15)</sup>が、主たる活動の場を京都に求めたのも、右のような事情と関係があると考えられる。

沼田荘関係の史料に小早川氏が姿を現すようになるのも、茂平からである<sup>(16)</sup>。小早川氏による沼田荘支配は先行研究でも種々指摘されているところであるが、本稿の関心から、ここでは以下の二点についてふれておきたい。

一つは、高橋昌明氏が注目した、茂平が領家西園寺家から「上司」に任じられたことである。<sup>(17)</sup> 平家滅亡後、いつしか沼田荘領家は西園寺公経のものとなっていたが、在京人小早川茂平は西園寺公経のもとに出入りしていた。<sup>(18)</sup> そうした所縁から茂平は沼田荘の「上司」(預所のことか)に任じられたと考えられている。これにより茂平は、地頭としてだけでなく、上司(預所)としても沼田荘に臨みうるようになったのである。これは京都で形成された西園寺家との人的関係という環境を西遷先で利用した具体例として注目されよう。

もう一つは、沼田川河口近くに広がっていた低湿地の開発である。そこは「塩入荒野」と呼ばれ、満潮時には海水が逆流してくるため、それまで開発の手が及んでいない場所であった。嘉禎四年(一二三八)、茂平は歴代將軍の菩提を弔う念仏堂の維持費・修理費にあてるという名目で、この「塩入荒野」の開発を領家西園寺家に願い出て、認められたのである。<sup>(19)</sup>

注目されるのは、開発の対象から「庄田古作之跡」を除くことが領家による許可の条件であったこと、そして「塩入荒野」の開発新田は荘園領主の年貢が課されない除田扱いとされたことである。<sup>(20)</sup> 先にふれたように「塩入荒野」はそれまで荘園領主の開発が及んでいない場所であり、「庄田古作之跡」を除くという条件からも明らかのように、小早川氏の開発が許可されたのも、荘園領主の既得権益を犯さない限りでのことであつた。その開発には相当の困難がともなつたであろうが、その果実は大きかつた。除田扱いとなつたことにより、小早川氏は荘園領主の介入を受けない、「地頭一円之計」<sup>(21)</sup>が可能な直接支配地を手に入れることができたのである。

石井進氏はさらに備中国新見荘・薩摩国入来院・肥後国人吉荘にも分析を加え、いずれも平安時代以来の領主の拠点が迫田型の耕地に展開するのは対照的に、鎌倉時代に新たに入部してきた地頭の拠点は河川沿

いの低湿地に開発された新田にあるという傾向を見出した。そして、西国に乗り込んできた地頭たちは、東国での経験と技術をいかして、それまで手のつけられなかった河川沿いの低湿地の開発を進め、成功を収めたと概括したのである。<sup>(22)</sup> 本稿の関心からすれば、西遷武士たちがどのような環境を作り出していったか、その具体的なあり方を示した好例といえよう。

ただし、西遷武士たちは荘園領主や平安期以来の領主たちの既得権益にまったくふれなかつたわけではない。彼らは積極的にこれをも我がものとし、支配をさらに進めていこうとしていたのであり、沼田荘の小早川氏も例外ではなかつた。章をあらためて、この点について検討したい。

## ② 楽音寺と一宮

本稿で注目したいのは、沼田荘内の梨子羽郷に所在する楽音寺という寺院である。梨子羽郷は古代山陽道の駅(梨葉駅)が置かれるなど、早くから開かれた沼田荘の中心地であつた。下司沼田氏の居館も郷内の高木山に比定されており、前章でみた「塩入荒野」とは対照的な迫田地帯である。<sup>(23)</sup> その一角に所在するのが楽音寺で、沼田氏の祖藤原倫実によって建立された氏寺と伝えられている。沼田氏の没落後、楽音寺に目をつけたのが地頭小早川氏であり、楽音寺を自らの氏寺と主張するようになる。しかし、領家西園寺家も楽音寺支配を狙っており、一二世紀後半、両者は楽音寺主職の進止権などをめぐって争うようになる。楽音寺内にも領家と結ぼうとする勢力があり、小早川氏の楽音寺支配は一筋縄ではいかなかつたと考えられている。<sup>(24)</sup>

新たに地頭として沼田荘に乗り込んできた小早川氏にとっては、前下司の拠点をおさえておくことは、政治的にも必要なことであつたに違いない。また、そもそも荘内の中心地梨子羽郷に所在し、下司沼田氏の氏

寺であったことからすれば、楽音寺が沼田荘支配に一定の役割を果たしていたこともうかがえよう。そのことを考える手がかりになるのが次の史料である。

【史料一】<sup>(25)</sup>

正和三年五月十八日<sup>(二三二四)</sup>

一 御宮正月御修正勤行所作人注文事

一 初夜導師 一人 平坂寺〈付十道一人〉

一 呪願師 一人 有羽寺 又大長寺

一 守護人 三人 江良 平坂 舜海

一 後夜導師 一人 学頭〈付徒僧一人〉

一 三十二相頭一人 定月房〈十口分〉

一 唄師 一人 定月房〈六口分〉

一 散花 一人 乗円房〈十口分〉

一 梵音 一人 江良寺

一 牛玉導師一人 墓沼寺

一 神明帳 一人 明道房

一 楊杖<sup>(26)</sup> 一人 寂法房

一 繫波次法螺等三人 承仕二人〈已上十九人〉

一 牛玉宝印明燈願文花束等 学頭榮

一 御鏡壇供飯酒等 本ハ学頭沙汰、当時八田坂

「一御宮」における正月御修正会に出仕する所作人を定めた注文である。「一御宮」とは一宮のこと<sup>(26)</sup>で、現在は三原市沼田東町（沼田荘安直郷にあたる）に所在する一宮豊田神社のことである。いわゆる莊園一宮で、建長四年（一二五二）一月の沼田本荘方正檢注目録<sup>(27)</sup>によれば、莊

内最大規模の仏神田三町七反が認められている。

右の注文からは、「神明帳」（神名帳）が読み上げられるなど、一宮修正会ではさまざまな所作が行なわれたことがうかがえるが、注目されるのは、それらを分担した中に、平坂寺・有羽寺・大長寺・江良寺・墓沼寺といった寺院名が見られることである。平坂寺は沼田荘内船木郷に、大長寺は小坂郷に、江良寺も同じく小坂郷に、墓沼寺は梨子羽郷に所在が確認されており、所在地不明の有羽寺を除き、いずれも沼田荘内の寺院である。これらの寺院から出仕があったことから、一宮豊田神社が沼田荘における宗教的な紐帯となっていたことをよみとることができよう。

さらに注目されるのは学頭の存在である。後夜導師を勤めるほか、詳細は不明なもの、「牛玉宝印明燈願文花束等」や「御鏡壇供飯酒等」も学頭の所役とされており（「御鏡壇供飯酒等」は正和三年段階では田坂の役とされている）、この修正会において中心的な役割を担っていたことがうかがえる。

実は一宮学頭は楽音寺院主の兼帯するところだった<sup>(29)</sup>。右の注文に所作人の一人としてみえる「舜海」も、正応年間に楽音寺院主をつとめた浄地坊舜海その人である<sup>(30)</sup>。また他に所作人として名前の挙がっている「定月房」「乗円房」「明道房」「寂法房」も楽音寺の寺僧とみられる<sup>(31)</sup>。以上のような所作人の構成をみると、一宮修正会では楽音寺が主導的な役割を果たしていたと考えられる。

一宮修正会に関する史料は、正和三年（一二三四）の【史料一】しか見あたらないが、右にみたような関係は沼田荘立荘時にまでさかのぼるのではないだろうか。沼田荘立荘の詳しい事情も不明であるが、沼田氏が大きな役割を果たしたことは容易に想像されるところである。その際、一宮をはじめとする沼田荘内の宗教的編成に沼田氏が深く関与し、その要として自身の氏寺楽音寺を位置づけたのではないだろうか。

楽音寺の性格をこのように考えれば、小早川氏が楽音寺をおさえよう

としたこと、また領家と角逐をくり広げたこともよく理解できるところである。小早川氏は沼田荘を支配するにあたって、楽音寺を介して沼田荘における宗教的紐帯を利用しようとしていたのである。

前武蔵守平朝臣(北本貞時)  
相模守平朝臣(北本貞時)  
(御判)

### ③ 地頭氏寺楽音寺

第二章でもふれたように、小早川氏は楽音寺をおさえるにあたって、それを自らの氏寺としようとしていた。それは次の【史料二】から明らかである。

#### 【史料二】<sup>(32)</sup>

安芸国沼田庄雑掌実嚴与梨子羽郷地頭小早河美作守法師(法名本仏)女子尼淨蓮代唯心相論条々

一、田地十四町事  
(中略)

一、楽音寺田地事

右本免田之外、掠籠庄田數丁之由、実嚴雖申之、天慶年中本下司所建立也、建永年中以土肥二郎遠平被補地頭之後、為地頭氏寺、自往古預所依不相繕、代々檢注之時、不入勘之旨、唯心陳答之処、入勘之条、実嚴不立申証掬、将又非地頭氏寺之由、実嚴雖申之、本下司之外、為誰人建立之旨、同不申之上、領家進止之条、無指証掬、次掠籠庄田之由、同雖申之、如每度訴状者、為寺内田地之旨書載畢、為寺内田地之上者、縦雖為本免田員數之外、不能勘落、仍雜掌所申、非沙汰之限焉

以前兩条、依鎌倉殿仰下知如件、  
(一七八八)  
弘安十一年四月十二日

領家西園寺家の雑掌と地頭小早川氏との相論を裁いた鎌倉幕府の裁許状であるが、楽音寺内田地をめぐる第二条の傍線部に「地頭氏寺」と見える。ただし、これは地頭側の陳弁中の一節であり、「地頭氏寺だから、昔から預所は介入していない」という形で、楽音寺に対する領家側の関与を否定する文脈で用いられている。もう一点、「地頭氏寺」とみえる史料も、領家と楽音寺院主の進止権を争う地頭側の陳状の中で「地頭氏寺だから、領家は楽音寺院主職についての望みを断っている」として、同じく領家側の主張を否定する文脈で用いられているにすぎない。

これらの史料からは、小早川氏が楽音寺を氏寺と主張していることはわかるものの、その内実をうかがい知ることはできない。楽音寺の地頭氏寺としての内実について、従来の研究では必ずしも意識されてきたわけではなかったが、あらためて検討する必要がある。

#### (1) 楽音寺と小早川氏

次に掲げる【史料三】は小早川氏と楽音寺の具体的な関係を読みとることができ興味深い史料である。やや長くなるが、全文の解説を試み、この問題を考える手がかりとしたい。

#### 【史料三】<sup>(34)</sup>

真道房便宜証文委承候了、

一、楽音寺院主御代官職事、可為真道房之由仰給候、御一期之間御弟子ニも御計候ハん事者、其旨こそまほりまいらせ候ハん事ニ候ヘハ、別子細ニ不及候、其付候十二人請僧をしたてられ候へきよし御計候事、尤目出覚候、但彼十二人僧相節分者、

寺内田島を皆所当田ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>落候之由御計候事を、寺僧等承候て、歎申候事者、於<sub>二</sub>田島<sub>一</sub>者、自<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>任<sub>下</sub>被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>旨上、至<sub>二</sub>其勤行<sub>一</sub>、或<sub>レ</sub>灯油明公事、于<sub>レ</sub>今無<sub>レ</sub>懈怠<sub>一</sub>候、先々雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>補院主<sub>一</sub>、代々彼灯油勤行等事、全無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>之由申候も理<sub>二</sub>二<sub>一</sub>覚候之間、真道房<sub>二</sub>此様を相尋候之処、注文者雖<sub>二</sub>加様候<sub>一</sub>、内々方丈仰候者、無<sub>二</sub>三人歎<sub>一</sub>様<sub>二</sub>随<sub>二</sub>事<sub>一</sub>可<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>之由候しかハ、非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>候之間、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別子細<sub>一</sub>之由候へハ、寺僧等成<sub>二</sub>安堵思<sub>一</sub>候者、為<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>申候、

一、御修理之間事、度々も仰候、故本仏生靈之十三年ニ遂進候ハ(小早川茂平)事者尤目出事ニ覚候へハ、志を思進候事者、たれニもまさりまいらせてこそ候へとん、こ入道殿御時之様ニも候ハす、い□各別ニ成りぬれハ、分々御公事先々ニもまさり候上、毎年のいまひへと申方之公事之ミ候之間、我身のけいらくたにもはかくしくも候ハねハ、身ニ取候てハ、取様候ていとなミ候ハん事者、一切かなうましく候、けにも御力<sub>二</sub>天<sub>一</sub>御修理候ハんニつき候て、自然ニ身ニたへ候ハんほとこのさ、へをもしまいらせ候ハん事者、さも候へく候、又しよの殿原之御事者、此方ニて御座候へハとて、す、

めまいらせ候とても、ふつとかなうましく候、自<sub>レ</sub>其御寄進候有<sub>レ</sub>限用途をたにも、たれくも無<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之由承候、又<sub>二</sub>卿殿<sub>一</sub>、少輔殿御許ニ御修理用途二百余石者候ハんすらんをハ、可<sub>二</sub>請取<sub>一</sub>之由仰候へハ、其様を尋承候へハ、楽音寺を一円ニ雖<sub>二</sub>知行候<sub>一</sub>、さ様之用途者候へしとん不<sub>レ</sub>覚候、まして申候ハん十二人中分けられ候ぬれハ、衣食ニ事たにもたらぬ事ニ候之由被<sub>レ</sub>申候、此間事者、卿殿、少輔殿より申され候へきよし承候へハ、定きこしめさるへく候、あなかしこく、

五月三日

なしはより(花押)

法泉阿闍梨御房

当時の楽音寺院主法泉阿闍梨に対して、小早川茂平娘の浄蓮(36)がしたためた書状である。浄蓮は茂平から沼田莊梨子羽郷地頭職を相続していたと考えられている。

まず【史料三】が書かれた年代であるが、傍線部で本仏(小早川茂平)の十三回忌が話題となっていることがヒントになる。「小早川家文書」に伝えられた系図(37)によれば、茂平は文永元年(一二六四)二月一日死去とされているが、同年三月に茂平から政景への譲与を安堵する將軍家政所下文(38)が出されており、また四月には同じく政景に対して「亡父(茂平)本役」の如く在京奉公を命じる関東御教書(39)が出されていることから、系図の所伝はおおむね妥当と判断される。すなわち【史料三】は茂平の十三回忌にあたる建治二年(一二七六)以前、おそらくは文永末年ごろのものと考えられる。

ここで注目されるのは、茂平十三回忌には楽音寺の修理を完遂したいと浄蓮が述べていることで、ここから楽音寺は小早川茂平の菩提を弔う寺とされていたことがわかる。さらにこの後、浄蓮は茂平と自身の菩提を弔うため、持斎の僧を置くことを楽音寺院主に求めている(40)。たしかに楽音寺は、小早川一族の菩提を弔う氏寺だったのである。

さらに【史料三】の前半部(一条目)からは、地頭浄蓮と楽音寺との密接な関係を読みとることができる。

まず浄蓮は、院主法泉阿闍梨が弟子の真道房を「院主御代官職」とすることを承認している。院主は必ずしも楽音寺に常住するわけではなく、代官が院務にあたる場合もあったようである。そして、これにもなって楽音寺に「十二人請僧」が設定されるようになった。「十二人請僧」がどのようなものであるかは判然としないが、浄蓮はこの点についても了承している。ただし「十二人僧相節分」、すなわち十二人請僧にかかる「相節」(経費)が問題となった。

これを問題としたのは楽音寺の寺僧たちであった。彼らは、院主もし

くは院主代が寺内の田島をすべて(十二人請僧の相節分を負担する)「所当田」に充てようとしていることを耳にして、浄蓮に訴え出たのである。彼らの言い分は「寺内の田島は以前より定め置かれたとおり、勤行や燈明油の用途にあてられてきた。これまで院主が交替しても、燈明油や勤行に支障が生じることはなかった」というもので、寺内田島が「十二人僧相節分」に充てられることに寺僧たちは危機もしくは不利益を感じたのである。

寺僧たちの訴えを「理」と判断した浄蓮は、院主代真道房に直接問い合わせを行なった。真道房の回答は、たしかに「十二人僧相節分」の注文は「加様に」(寺内田島に充てる、ということか)なっているが、「方丈」(院主法泉阿闍梨)から内々に「人の歎きの無き様に、事の躰に随ひ、あい計らふべし」と仰せを受けており、先例に背くわけにはいかないもので、特別なことをするつもりはない、というものであった。これにより寺僧たちは安堵することになったが、浄蓮は以上のやりとりのを院主法泉阿闍梨に説明(事後報告)しているのである。

まず注目されるのは、楽音寺には院主・院主代と寺僧たちがあり、両者の利害は必ずしも一致するわけではなかったことが読みとれることである。「十二人僧相節分」は院主・院主代にとっては必要なものであったが、寺僧たちにとっては、寺内田島の権益に関わる、反対すべき案件だったのである。

さらに興味深いのは、寺僧たちが問題の解決を地頭浄蓮に持ち込み、浄蓮も彼らの訴えを受け、問題解決に動いていることである。ここに浄蓮と楽音寺僧との密接な関係がうかがえよう。小早川氏が楽音寺を氏寺にしようとしていたことを考えれば、寺僧のために奔走する檀越としての小早川氏の姿が浮かび上がってこよう。

もう一つ指摘しておきたいのは、右の要約からもうかがえるように、地頭の院主に対する態度の丁寧さである。法泉に対して「仰」や「御計」

と敬語を用いたり、院主代との交渉の経緯を「御心得のために」わざわざ法泉に報告したりする様子からは、進止権者として居丈高に院主に臨む地頭の姿は浮かび上がってこない。

これは単に浄蓮の個性や浄蓮と法泉との個別的な関係に由来するものかもしれないが、地頭小早川氏と楽音寺院主との独特な関係を読みとるべきではないだろうか。先行研究でも指摘されているように、沼田氏没落後も鎌倉時代を通じて、楽音寺院主の地位は藤原倫実末の沼田一族によって継承されていた<sup>(4)</sup>。【史料二】でみたように領家西園寺家に対しては声高に楽音寺院主職の進止権を主張していた小早川氏も、これについては口をはさめなかったのである。この点に、小早川氏による楽音寺氏寺化の特徴ないし限界を読みとることができよう。

さらに、その点をふまえると、先にふれた浄蓮と楽音寺僧との密接な関係があらためて注目される。楽音寺はけっして一枚岩ではなく、院主・院主代と寺僧との間には利害の不一致が存在した。小早川氏はそうした状況に目をつけ、後者を取りこむ、もしくは後者の支持を取りつけることによって、楽音寺に介入しようとしていたのではないだろうか。

このことは楽音寺という一寺院の支配・氏寺化にとどまらず、東国武士の西遷一般について、重要な視角を提示するもののように思われる。第一章で確認したように、西遷にあたって東国武士はあらゆる環境を利用していった。京都で培った人脈を利用することもあれば、「塩入荒野」など、それまで手がつけられていなかった空間を見つけて、そこに入り込んでいくこともあった。それらと同様に、西遷先の既存の組織や人々の間に存在した一種の「ひずみ」も、支配の糸口として利用していったのではないだろうか。西遷武士による支配のあり方として注目される点である。



## (2) 小早川一族と楽音寺

一方、【史料三】の後半(二条目)はややトーンが変わってくる。解  
 釈が不十分な箇所もあるが、概要を追っていきこう。

先にもふれたように、後半の話題は楽音寺の修理のことである。浄蓮  
 も「小早川茂平の十三回忌には間に合わせたい」と意欲はみせるものの、  
 自身の力での造営は「一切かなうまじく」、(院主法泉の)力で修理され  
 るのであれば、自分も負担できる範囲で協力することは可能である、と  
 述べるにとどまっている。氏寺の檀越にしてはいささか頼りないところ  
 である。「こ入道殿(茂平)の御時の様にも候はず」とあるように、茂  
 平の時とは事情が違っているとも述べているが、いったい何が違ってい  
 るのだろうか。

二重傍線部「い□各別二成りぬれハ、分々御公事先々ニもまさり候  
 上、毎年のいまひへと申方之公事のミ候」というのが、楽音寺の修理に  
 応じられない理由にあたるようである。やや言葉が足りない気もする  
 が、「各別」とあることから推測するに、茂平以後、分割相続が行なわ  
 れた結果、浄蓮にかかってくる公事負担が、茂平の時(「先々」)よりも  
 増えてしまった、そのために浄蓮自身の「けいらく(計略)」さえもお  
 ぼつかない、という浄蓮の言い分が読みとれる。

沼田荘をはじめとする茂平の所領は、五人の子息(経平・雅平・浄蓮・  
 政景・忠茂)に分割相続されたことが明らかにされている。<sup>(42)</sup> 分割相続に  
 よって公事負担が増えたとする浄蓮の言い分にはわかには了解できない  
 が、関東御公事については茂平が定めた率法により雅平が催促するとさ  
 れていた<sup>(43)</sup>ので、浄蓮にも応分の負担が求められていたのであろう。【史  
 料三】二重傍線部中の「いまひへと申方之公事」とは新日吉社小五月会  
 流鏑馬役のことと思われる。茂平死後は雅平が勤仕していたが、<sup>(44)</sup>浄蓮も  
 毎年その用途を負担させられていたのである。

では楽音寺に関わる負担はどうなっていたのであろうか。これは浄蓮  
 の兄弟たちには課されなかったのだろうか。この点について注目されるの  
 が【史料三】波線部で、「しよ(自余)の殿原」とは浄蓮の兄弟を指す  
 と考えられるが、<sup>(45)</sup>彼らは浄蓮の催促に応じていないのである。続く「自  
 其御寄進候有限用途をたにも、たれくも無御沙汰」の解釈は難しいが、  
 「それ(院主法泉)より御寄せ進らせ候ふ有限の用途」とよんで、「楽音  
 寺から依頼されている楽音寺修理費」にも兄弟たちは誰も応じていない、  
 と解釈しておきたい。茂平の子息たちは、浄蓮以外、楽音寺を支えよう  
 とはしていないのである。<sup>(補註)</sup>

【史料三】で経済的苦境を訴えていた浄蓮であるが、正応年間(一二  
 八八―九二)になると、楽音寺三重塔建立助成のためさかんに田島を寄  
 進している。<sup>(46)</sup> ただし、そこで述べられている寄進の趣旨は、「関東将軍  
 家、次浄蓮并向後当郷相伝輩現当二世悉地成就」や、「こにうたう殿(茂  
 平)、こんこあましやうれん(浄蓮)かほたい」、「関東將軍家及親父沙  
 弥本仏(茂平)生靈、比丘尼浄蓮乃至法界出離生死頓証菩提」であっ  
 た。供養の対象は茂平と浄蓮、そして梨羽郷の継承者にとどまるのであ  
 り、小早川一族に及ぶものではなかったのである。

以上のような経緯をふまえると、楽音寺は梨子羽郷地頭の氏寺にとど  
 まったのであり、<sup>(47)</sup>小早川一族の氏寺にはなりえなかったと考えられる。  
 先に院主との関係で氏寺化の限界を指摘したが、小早川氏の側にも問題  
 が存在したのである。

## (3) 楽音寺院主沼田一族と小早川氏

その後の楽音寺と小早川氏の関係を追っていきこう。

正応年間の浄蓮は楽音寺院主の進止権をめぐる紛争を抱えていた。次  
 の史料はその一コマの史料である。

【史料四】<sup>(48)</sup>

安芸国沼田庄内梨子羽郷地頭尼浄蓮代浄円謹弁申、  
当郷内楽音寺僧隆憲、称「院主虚名」、企「奸謀偽訴」、無「謂子細  
事

右、当寺者、天慶年中、本下司草創之寺、建永以後、地頭補任之地  
也、自爾以來、為「地頭氏寺」、領家断「望之上者」、云「所職」、云「  
免田」、補任、改易、全為「地頭進止」者也、爰前預所朝嗣朝臣不  
顧「是等子細」、雖「致」非分之訴訟、「被」究「淵底」、一向地頭進  
止之由、去弘安十一年閏東御下知分明也、然者、隆憲縱雖「為」院  
主職、「依」不調「被」改易「之条」、何可「及」上訴「哉」、而背「御下知  
之明文」、領家進止之由、無「左右」載「訴状」之条、過分之濫吹也、  
速可「立」申「分明之所見」也、次幕沼寺事、以同前、両条早為「被  
停」止自由之濫訴、「披陳言上如件、

正応五年正月 日

これ以前に浄蓮は、「不調」を理由として院主隆憲を解任していたの  
であるが、隆憲はそれを不服として鎌倉幕府に提訴に及んだのである。  
それに対する浄蓮の陳弁が【史料四】である。提訴に際して隆憲が院主  
職は「領家進止」と主張していること（波線部）、それに反駁する浄蓮  
が「去弘安十一年閏東御下知」（前掲【史料二】）に言及していること（傍  
線部）からすると、隆憲は小早川氏と楽音寺をめぐって争っていた領家  
西園寺家と結託していた可能性もある。<sup>(49)</sup>

また、この相論とほぼ同時期の正応年間に浄蓮が三重塔建立助成のた  
め楽音寺に田畠を寄進していたことを先に指摘したが、これもこの相論  
と関係がありそうである。というのも田畠の寄進に際して浄蓮は「院主  
浄智坊舜海」の沙汰で三重塔を建立し祈禱に励むよう述べていることか  
ら、隆憲解任後に舜海を院主に補任し、新院主舜海を支援すべく、これ

らの寄進を行なったと考えられる。隆憲も、舜海も藤原倫実末の沼田一  
族と考えられるので、彼らも一枚岩ではなく、あるいは領家西園寺家に、  
あるいは地頭小早川氏に結びついて院主の地位を争っていたのである。<sup>(50)</sup>  
この相論のゆくえは定かではないが、小早川氏と楽音寺院主沼田一族  
の関係を考える上で興味深いのが次の【史料五】である。

【史料五】<sup>(53)</sup>

正信房頼実与「実道房頼賢」相論沼田庄梨子羽郷内幕沼寺院主職  
事

右、訴陳之趣子細雖「多」之、所詮如「頼実申」者、親父実賢令「拜領」  
之処也、而実賢死去之後、頼実相「繼」之「進退領掌」之処、聊触「縁  
平坂罷越剋、於「件名田」者、令「預」置兄弟等「畢」云々、如「頼賢陳」  
者、実賢死去之後、頼実・浄密等相「充弘安正檢」、不「致」勘料段  
米、「令」逐電「之間、隆憲申」付頼賢、「莫大勘料段米沙汰仕畢」云々、  
頼実者、為「乱僧」之上、令「居」住他領平坂寺「之間、競望無」其謂  
歟、頼賢者、自「師匠隆憲之手」請「取」之、「致」勘料段米之沙汰「之  
上、為」隆憲付属之弟子、「其身則浄行也、然者、早頼賢令」管「領  
彼寺務」、可「抽」御祈禱忠勤「之状、下知如」件、

永仁五年十月廿二日

地頭尼（花押）

奥上に署判している「地頭尼」は、第四章で後述するように、浄蓮の  
跡を継いで梨子羽郷地頭となった小早川一族の女性と考えられる。【史  
料五】は彼女が幕沼寺の院主職をめぐる相論を決裁した裁許状である。  
幕沼寺は楽音寺と同じ梨子羽郷内の寺院で、楽音寺の末寺とされてい  
る。そのような関係から、幕沼寺の院主職相論が梨子羽郷地頭にもちこ  
まれたのであろう。

頼実・頼賢（おそらく兄弟）による争いで、頼実は父実賢より慕沼寺院主職を継承し、事情があつて沼田荘内平坂郷に出向いたため、慕沼寺を兄弟（頼賢）に預け置いていたにすぎないと主張する（傍線部）のに対し、頼賢は、頼実らは弘安検注の勘料米を沙汰せず逃亡したため、師匠の隆憲より命じられて頼賢が勘料米の沙汰をした（以来、慕沼寺院主をつとめている）と反論している（波線部）。地頭尼の裁定は頼賢に院主職を認めるものであつた。

ここで注目されるのは、頼賢について「師匠隆憲」より慕沼寺を請け取つて勘料米の沙汰をしたとされ、「隆憲付属之弟子」で浄行僧であると認められていることである（二重傍線部）。前者は隆憲が楽音寺院主であつた際（弘安年間から正応の初めごろか）に、頼賢を慕沼寺院主職に任じたことを意味しているであろう。その背景には後者、すなわち隆憲と頼賢との師弟関係があつたわけだが、地頭尼にとつてこれらは何ら問題ではなく、むしろ頼賢に裁定を下す根拠とすらなっているのである。

【史料四】でみたように、隆憲は地頭小早川氏と対立し、いったんは楽音寺院主の地位を追われてる。しかし、それによつて隆憲が沼田荘や楽音寺からすっかり消し去られてしまつたわけでないのである。隆憲による慕沼寺院主補任はその後も正当なもの認められ、頼賢は「隆憲付属之弟子」であるからこそ慕沼寺寺務管領にふさわしいと認められているのである。梨子羽郷地頭の代替わりの影響も考慮する必要はあるが、地頭小早川氏もそれを認めざるを得なかつたわけで、楽音寺院主沼田一族の隠然たる力の大きさを見てとるべきであろう。

この後、「地頭小早河三方相論」といわれる小早川氏の内紛により、梨子羽郷地頭職は鎌倉幕府に没収されてしまふ<sup>(55)</sup>。当然、小早川氏と楽音寺の関係も途絶え、「楽音寺文書」から小早川氏の姿がいったん消える。建武五年（一二三三）に小早川景宗が勲功賞として梨子羽郷半分地頭

職を与えられたのを機に、小早川氏（ただし、これまでの浄蓮とは家系の異なる竹原小早川家）と楽音寺の関係は復活し、「楽音寺文書」にも再び小早川氏が姿を見せるようになる。ただし、それらはもっぱら寺領の寄進状や院主職の宛行状、折袴巻数の請取であり、もはや小早川氏の氏寺としての姿を見出すことはない。

西遷武士小早川氏は氏寺化により楽音寺支配をめざしたものの、小早川一族の問題、楽音寺院主沼田一族の存在などにより、氏寺化には失敗し、楽音寺との間に新たな関係をとりに結んでいくことになるのである。

#### ④「地頭小早河三方相論」

##### （一）地頭尼と神郷殿

鎌倉時代の小早川氏と楽音寺の関係は以上のとおりであるが、両者の関係がいったん途絶えるきっかけとなつた「地頭小早河三方相論」について、もう少し考えてみたい。

没収された梨子羽郷は「六波羅上野守宗宣」の知行となつたとされているので、「地頭小早河三方相論」や梨子羽郷の没収は、北条宗宣の六波羅探題南方在任中、すなわち永仁五年（一二九七）七月から正安四年（一二三〇）正月のことと考えられる。「地頭小早河三方相論」の具体的な内容について、石井進氏は「小早川氏一族内で三つ巴になつての相論のすえに没収されてしまつたという。三者の一つはおそらく小早川惣領家、いま一つは地頭尼の系統、そしてもう一つはたぶん梨子羽郷内の地頭門田五町を有していた竹原家ではなかつたらうか」と推測している<sup>(56)</sup>。ここでいう小早川惣領家は雅平の系統、地頭尼の系統は浄蓮の系統、竹原家は政景の系統を指している。

この問題を検討するために、梨子羽郷地頭に注目したい。前章でし

ばしばとりあげた茂平娘浄蓮の梨子羽郷地頭としての活動所見は正応五年（一二九二）七月を最後とする<sup>(60)</sup>。その後登場するのが永仁五年（一二九七）一〇月の「地頭尼」（史料五）である。これが浄蓮とは別人であることは、両者の花押の形状が異なることから明らかである。先行研究では「地頭尼」が何者かについて明確な指摘はなく、石井進氏も「浄蓮は」おそらく結婚しなかったらしく、子孫は伝わっていない。ただその死後に梨子羽郷地頭となったのは、またも一族の女性だった」と述べるにとどまっている<sup>(61)</sup>。

「地頭尼」を考える際に注目されるのが次の史料である。

### 【史料六】<sup>(62)</sup>

募沼寺僧頼慶謹言上、

欲下早任宝治年中両三方寄進状并故梨子羽殿・神郷殿両御代御

下文旨、寂仏来善乃力名御加徴米并万雑公事等蒙御寄進、加

堂舎修理、弥致精誠御祈祷間事

副進

一通 宝治二年両三方寄進状案

一通 故梨子羽殿（御法名浄蓮）御寄進状案（弘安九卯月廿日）

一通 神郷殿御寄進状案（永仁二二十五日）

右、於当寺者為無力寺之間、及堂舎之破壊、失下興隆仏法之便、爰当御代為御本領当郷御管領之条、時節到来、寺中之大幸之此時也、而間、任代々御寄進状、預御下文、且添寺社之段錢、且弥為致御祈祷之忠勤、粗言上如件、  
建武五年四月日<sup>(三三八)</sup>

募沼寺が領家西園寺家に寺領の加徴米や万雑公事の免除を求めた文書であるが、興味深いのは過去の寄進状等を要求の根拠としていること

ある。根拠として副進されている三通の文書のうち、最初の「宝治二年両三方寄進状案」は「楽音寺文書」に案文が伝わっており、公文・地頭・御使（検注使か）の連署の下文で乃力名の万雑公事を停止し、募沼寺の修理に充てることを認めたものである。

続く「故梨子羽殿（御法名浄蓮）御寄進状案」は梨子羽郷地頭浄蓮の活動期間にも収まっている。問題は傍線部三通目の「神郷殿御寄進状案」である。これも案文などは伝わっていないが、【史料六】事書の波線部で「故梨子羽殿・神郷殿両御代御下文」と述べられていることから、浄蓮に続く梨羽郷地頭の寄進状と考えるべきであろう。そして永仁二年（一二九四）二月一日という日付を考えれば、永仁五年（一二九七）の【史料五】にみえる「地頭尼」と同一人物の可能性が高いと考えられるのである。すなわち、浄蓮の後、梨子羽郷地頭を襲った「地頭尼」は神郷殿と呼ばれる人物だったのである。

実はこの神郷殿と思しい人物がほぼ同じ時期に小早川氏関係の史料に姿を現わすのである。節をあらためて検討を進めたい。

### (2) 「永仁之成敗」

鎌倉時代末期は小早川氏にとって受難の時代であった。梨子羽郷のみならず、都宇・竹原荘なども没収されたのである。その経緯は「小早川家証文二八五」元応二年（一三二〇）九月二五日関東下知状写（小早川②）からうかがい知ることができる。事の経緯は以下のとおりである。

茂平の子政景は正応二年（一二八九）二月に、茂平から継承していた都宇荘以下の所領を、息子の景宗・養子の長政・孫娘の姫石に譲与していた（小早川氏略系図参照）。ところが、その後になって政景の娘覚生がこの譲与の無効を鎌倉幕府に訴え出た。覚生の言い分は、かつて茂平から政景への譲与の際に「もし政景に男子が生まれなければ、一門中の

しかるべき人間に譲れ。他人に譲ってはならない」と誠め置かれていたにもかかわらず、景宗らに配分されたのはおかしいというものであった。養子の長政・孫娘の姫石はともかく、覚生によれば、実は景宗は長政の子であつて、政景の実子ではないので、相続人として不資格であるといふのである。永仁五年（一二九七）一月二十七日、覚生の訴えにより、景宗らは茂平から譲られた所領を幕府に没収され、それらは建長寺に寄進された。この事件は「永仁之成敗」と呼ばれている。

その後、景宗は越訴を試みる。その要点は景宗が政景の実子であることを主張するものであり、詳細は省略するものの、景宗の主張が認められ、没収地の景宗への返付を裁定したが、この元応二年九月二十五日の関東下知状である。

相論の経緯にも興味深いものがあるが、ここで注目したいのは景宗らを訴え出た覚生である。同じ下知状の中で彼女は「参河国神郷次郎藏人後家尼覚生」と呼ばれているのである。活動時期が近接していることから、【史料六】の「神郷殿」は覚生のことと考えてよいのではないだろうか。すなわち、経緯は不明であるものの、梨子羽郷地頭は、浄蓮の後、竹原小早川家政景の娘覚生に継承されていたのである。

小早川氏が梨子羽郷地頭を失ったのは覚生（神郷殿）の時のことと考えてよからう。とすると、小早川氏が梨子羽郷地頭を失ったきっかけとなった「地頭小早河三方相論」についても、新たな角度から光をあてられそうである。すなわち覚生（神郷殿）は「地頭小早河三方相論」（永仁五年→正安四年）の当事者である。一方、覚生（神郷殿）は「永仁之成敗」（永仁五年）の当事者でもあった。ほぼ同じ時期に二つの事件に関わったことになるが、むしろ「地頭小早河三方相論」と「永仁之成敗」とは同一事件なのではないだろうか。

右のように想定すると、「永仁之成敗」では覚生の訴えが認められているものの、覚生が勝訴したわけではない点に注意したい。その後の景

宗の越訴に対して、覚生は政景から景宗への譲与が不当である（茂平の訓戒に違背している）ことをくり返すとともに、「自分も政景の子であるにもかかわらず、政景遺領を給わっていないのは不当である」と陳弁している。おそらく覚生の訴えの動機は、景宗・長政・姫石の三人しか配分されなかった政景遺領の再配分（それによって自身も配分を受ける）にあつたと考えられるが、「永仁之成敗」では結局、所期の目的を達していないのである。先にふれたように、「永仁之成敗」の結果、政景遺領の大半は建長寺に寄進され、小早川一族に配分された形跡はないので、当事者たる小早川一族はすべて処分されたと考えるべきではないだろう。詳細はなお不明とせざるを得ないが、訴え出た覚生も処分され、梨子羽郷地頭職も失ってしまったと考えたい。

最後に「地頭小早河三方相論」の「三方」が何を指すかという問題が残る。確たる根拠があるわけではないが、政景から所領を譲られた景宗・長政・姫石の三人を指すと考えておきたい。重要な当事者である覚生が入らないことになるが、実は覚生は姫石と母娘の関係にあつたと考えられる。姫石については先の関東下知状では政景の「孫女」としか知られず、誰の子かは記されていない。政景の子は、養子を含めて、景宗・長政・覚生しか知られず、姫石はこのいずれかの子と考えられよう。一方、「小早川家文書」に伝わる小早川家系図によれば、「姫石女」は「神郷女子」と注記され、覚生の下に配置されている<sup>(65)</sup>。系図の記載の信憑性という問題は残るが、姫石は覚生の娘と考えておきたい。想像をたくましくすれば、何らかの理由により政景からの配分に漏れた覚生が、娘姫石と結託して、景宗・長政から政景遺領を奪い取ろうとしたのが「永仁之成敗」の実態だつたのではないだろうか。すなわち「三方」の一人、姫石の背後には覚生がいるものと考えておきたい。

## おわりに

安芸国沼田荘の楽音寺について、鎌倉時代を中心に地頭小早川氏との関係を考えてみた。開発領主以来の由緒をもつ寺院が地域支配に一定の役割を果たしていたことは容易に想像できるところであるが、楽音寺については沼田荘一宮（豊田神社）の学頭職を兼帯し、沼田荘内の宗教的紐帯たる一宮修正会に深く関わっていたことを明らかにすることができた。

このような楽音寺は西遷武士にとって大きな魅力であり、小早川氏は氏寺化によって楽音寺をおさえようとしたが、その際、沼田氏以来の系譜をひく院主と寺僧との間に一定の距離（ひずみ）があり、そこに小早川氏は活路を見出した可能性を指摘した。西遷武士が既存の組織や勢力をとり込んでいくことには相応の困難が予想されるが、右のような姿勢は、今後の西遷武士研究でも参考になるものと思われる。

しかし、結局のところ、小早川氏による楽音寺の氏寺化そのものは成功しなかった。小早川一族の問題とともに、院主沼田一族の存在の大きさが再認識された。なお本論では、南北朝期以降、小早川氏は楽音寺と新たな関係をとり結んでいくことになると見通しのみ述べたが、その実態は今後の検討課題である。

最後に梨子羽郷地頭職をめぐるいくつかの問題（「地頭尼」「地頭小早河三方相論」）について新たな見解を示した。

費やした紙面の割には得るところ乏しく、また推測に頼る部分も少なくないが、今後の西遷武士研究に資するところがあることを期し、さらに研究を進めていきたい。

## 註

- (1) 東国武士は西日本・九州のみならず、東北や北陸にも移住しており、そうした動きには東遷・北遷という用語もあてられているが、本稿ではこれらもまとめて「西遷」で表現している。
- (2) 河合正治「東国武士団の西遷とその成長」(広島文理科大学史学教科室編『史学研究記念論叢』柳原書店、一九五〇年)、五味克夫「東国武士西遷の契機」(五味・鎌倉幕府の御家人制と南九州)戎光祥出版、二〇一六年。初出は一九六八年、瀬野精一郎「東国御家人の西国下向」(瀬野「歴史の陥穽」吉川弘文館、一九八五年。初出は一九七六年)など参照。
- (3) 試みに『大日本古文書』家わけ文書でとりあげられた武家文書を見ると、伊達家文書・相良家文書・毛利家文書・吉川家文書・小早川家文書・熊谷家文書・三浦家文書・平賀家文書・山内首藤家文書・島津家文書など、その大半が西遷御家人の家に伝えられた文書である。
- (4) 代表的な研究として、元木泰雄『武士の成立』(吉川弘文館、一九九四年)、高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)が挙げられる。
- (5) 野口実「中世東国武士団の研究」(戎光祥出版、二〇二一年。初刊は一九九四年)、同「東国武士と京都」(同成社、二〇一五年)など参照。
- (6) 川合康「鎌倉街道上道と東国武士団」(川合「院政期武士社会と鎌倉幕府」吉川弘文館、二〇一九年。初出は二〇一〇年)、高橋一樹「動乱の東国史2 東国武士団と鎌倉幕府」(吉川弘文館、二〇一三年)など参照。
- (7) 田中大喜「中世武士団構造の研究」(校倉書房、二〇一二年)、秋山哲雄「鎌倉を読み解く」(勉誠出版、二〇一七年)など参照。
- (8) 川合康「院政期武士社会と鎌倉幕府」(吉川弘文館、二〇一九年)など参照。
- (9) 井上聡「御家人と荘園公領制」(五味文彦編『日本の時代史8 京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三年)、同「伊予の地域社会と奈良の律僧」(高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代』高志書院、二〇一一年)、湯浅治久「御家人経済」の展開と地域経済圏の成立」(五味文彦編『中世都市研究II 交流・物流・越境』新人物往来社、二〇〇五年)など参照。
- (10) 海津一朗「鎌倉時代における東国農民の西遷開拓入植」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)参照。
- (11) 新田英治「安芸国小早川氏の惣領制について」(『歴史学研究』一五三号、一九五一年)、河合正治a「東国武士団の西遷とその成長」(広島文理科大学史学教科室編『史学研究記念論叢』柳原書店、一九五〇年)、河合b「小早川氏の発展と瀬戸内海」(河合『中世武家社会の研究』吉川弘文館、一九七三年。初出

- は一九五二年)、河合c「小早川氏の氏寺について」(河合編『瀬戸内海地域の宗教と文化』雄山閣出版、一九七六年)、石井進a「石井進の世界2 中世武士団」(山川出版社、二〇〇五年。初刊は一九七四年)、石井b「地頭の開発」(石井『石井進著作集第五巻 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年。初出は一九八七年)、三原市役所編『三原市史第一巻 通史編一』(三原市、一九七七年)、石黒洋子「安芸国沼田荘における開発と検注」(『日本社会史研究』一九号、一九七九年)、田端泰子「小早川氏領主制の構造」(田端『中世村落の構造と領主制』法政大学出版局、一九八六年。初出は一九六六年)、高橋昌明「西国地頭と王朝貴族」(高橋『洛中洛外京は花の都か』文理閣、二〇一五年。初出は一九八一年)、錦織勲「鎌倉期の小早川氏に関する若干の考察」(鳥取大学教育学部研究報告 人文社会科学 三五号、一九八四年)、五味文彦「武士と文士の中世史」(東京大学出版会、一九九二年)、市川裕士「室町幕府の地方支配と地域権力」(戎光祥出版、二〇一七年)など参照。
- (12) 小早川氏は京都霊山に実平の墓所を構え、一族でその供養を続けていた。前掲註(11) 高橋論文参照。
- (13) 前掲註(11) 石井a 著書参照。
- (14) 前掲註(11) 錦織論文参照。
- (15) 茂平の在京人としての活動初見は『葉黄記』宝治元年(一二四七)五月九日条の新日吉社小五月会流鏑馬動仕の記事であるが、在京の徴証は仁治元年(一二四〇)までさかのぼる可能性が指摘されている。前掲註(11) 錦織論文参照。
- (16) 初見史料は「小早川家証文四」嘉禎四年(一二三八)十一月一日一条入道太政大臣(西園寺公経)家政所下文案写(『大日本古文书家わけ第十一 小早川家文書之二』。以下同書からの引用は「小早川①」の如く表記する)である。
- (17) 前掲註(11) 高橋論文参照。
- (18) 石井進「古今著聞集」の鎌倉武士たち(石井『石井進著作集第五巻 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年。初出は一九六六年)参照。
- (19) 「小早川家証文四」嘉禎四年二月一日一条入道太政大臣(西園寺公経)家政所下文案写(小早川①)。
- (20) 前掲註(11) 石黒論文参照。
- (21) 「小早川家証文三五」応永五年一月八日小早川宗順(春平)巨真寺置文案写(小早川①)。
- (22) 前掲註(11) 石井b 論文参照。
- (23) 前掲註(11) 石井a 著書参照。
- (24) 前掲註(11) 河合c 論文参照。
- (25) 「募沼寺文書」正和三年五月一日一宮修正会動行所作人注文(『広島県史 古代中世史料編Ⅳ』六号文書。以下、同書からの引用は「広島④六」の如く表記する)。
- (26) 「楽音寺文書」応永七年八月日祐明山林返進状(広島④三〇)では、「一宮」のことを「一の御ミヤ」と言い換えている箇所がある。
- (27) 「小早川家証文一〇」建長四年一月日安芸沼田本荘方正検注目録写(小早川①)。
- (28) 『日本歴史地名大系 広島県の地名』(平凡社、一九八二年)参照。
- (29) 「募沼寺文書」元弘三年八月日楽音寺院主良承申状(広島④一〇)、「東禪寺文書」応永二年一月五日僧頼真讓状并小早川弘景証判(広島④七)など。
- (30) 「楽音寺文書」正応三年四月一日比丘尼淨蓮寄進状(広島④二六)、「同上」正応五年七月七日比丘尼淨蓮寄進状(広島④二八)。
- (31) 「募沼寺文書」乾元二年四月日楽音寺座列次第規式(広島④四)。
- (32) 「楽音寺文書」弘安二年四月二日関東下知状案(広島④三)。
- (33) 「楽音寺文書」正応五年正月日地頭尼淨蓮代浄円陳状(広島④五)。
- (34) 「楽音寺文書」五月三日比丘尼淨蓮自筆書状(広島④六)。なお東京大学史料編纂所架蔵の影写本(請求記号3071・76―7)により、翻刻を一部改めた。
- (35) 影写本によれば、「由」字が行末にあたり、次行行頭が「承」字となっているが、「承」字のさらに上に「一」字がある。「広島県史」は「一」字を一つ書きと判断したのか、「一」字から改行しているが、それでは文意が通らない。「由」字と「承」字は連続してよむべきである)。そこで、「一」字はなんらかの書き損じと判断して翻刻しなかった。『鎌倉遺文』二三巻一七八〇九号も参照。
- (36) 差出「なしは」を淨蓮に比定するのは、差出の花押が後掲註(46) 史料などにえられた淨蓮花押と一致することによる。
- (37) 小早川②四二二―四二三頁。
- (38) 「小早川家文書五三」文永元年三月二日將軍家政所下文(小早川①)。
- (39) 「小早川家証文二二」文永元年四月二〇日関東御教書案写(小早川①)。
- (40) 「楽音寺文書」正応四年二月一九日比丘尼淨蓮自筆寄進添状(広島④五八)。
- (41) 「募沼寺文書」元弘三年八月日楽音寺院主良承申状(広島④一〇)。
- (42) 前掲註(11) 錦織論文参照。淨蓮が相続した所領は、安芸国沼田荘梨子羽郷以外は知られていない。
- (43) 「小早川家文書五二」正嘉二年七月一九日小早川本仏(茂平)讓状案(小早川①)。
- (44) 先にふれたように小早川茂平は在京人として新日吉社小五月会流鏑馬役を勤仕していたが、茂平死後は雅平が同役を勤めていた。前掲註(11) 高橋論文参照。
- (45) 雅平が沼田荘の主要部を相続したほか、経平が舟木郷を、忠茂が小坂郷を、政景も梨子羽郷のうち地頭門田五町を相続していた。前掲註(11) 錦織論文参照。
- (46) 「楽音寺文書」正応三年四月一日比丘尼淨蓮寄進状(広島④二六)、「同上」

- 正応四年二月一九日比丘尼浄蓮自筆寄進添状(広島④五八)、「同上」正応五年七月七日比丘尼浄蓮寄進状(広島④二八)。
- (47) 前掲註(11)『三原市史』も、楽音寺が梨子羽郷一分地頭の氏寺化する傾向を強めていたと指摘している(二六九頁)。
- (48) 「楽音寺文書」正応五年正月日地頭尼浄蓮代浄円陳状(広島④五)。鎌倉幕府奉行人のものと思われる裏花押があるが、詳細は未検討。
- (49) 前掲註(11)河合c論文参照。
- (50) 前掲註(46)参照。
- (51) 「募沼寺文書」元弘三年八月日楽音寺院主良承申状(広島④一〇)。
- (52) 前掲註(11)河合c論文参照。
- (53) 「東禪寺文書」永仁五年一〇月二日地頭尼某下知状(広島④一)。
- (54) 沼田荘では弘安年間に正検注が行なわれていた。「楽音寺文書」弘安四年正月一八日沼田荘領家下文(広島④一四)、「同上」弘安四年正月二日沙弥某下知状(広島④一六)など参照。
- (55) 「募沼寺文書」元弘三年八月日楽音寺院主良承申状(広島④一〇)。
- (56) 「小早川家証文二九二」建武五年正月一六日足利尊氏下文写(小早川②)。
- (57) 「募沼寺文書」元弘三年八月日楽音寺院主良承申状(広島④一〇)。
- (58) 六波羅探題の在任期間については森幸夫『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、二〇〇五年)参照。
- (59) 前掲註(11)石井a著書二六八〜九頁参照。
- (60) 「楽音寺文書」正応五年七月七日比丘尼浄蓮寄進状(広島④二八)。
- (61) 前掲註(11)石井a著書二六八頁参照。また前掲註(11)『三原市史』では、根拠は示されないものの、「浄蓮の兄雅平の娘とも考えられる」と述べられている(二七〇〜二七一頁)。
- (62) 「反町茂雄氏旧蔵文書」建武五年四月日募沼寺僧頼慶申状案(広島⑤二)。
- (63) 建武五年正月に小早川景宗が梨子羽郷地頭職半分を勲功賞として与えられていること(前掲註(56)参照)、万雑公事免除の根拠として、過去の梨子羽郷地頭の寄進状が挙げられていることから、要求の対象が小早川氏の可能性もあるが、万雑公事免除を求める相手としては、地頭よりも領家の方がふさわしいと思われる。
- (64) 「楽音寺文書」宝治二年二月三日公文伸原外一名連署下文案(広島④二)。
- (65) 鎌倉の屋地は幕府奉行人五大堂政有に与えられている。
- (66) 小早川②三九七頁。ただし覚生と姫石女との間に罫線は引かれていない。
- (補註) 【史料三】の第二条波線部の後、「又卿殿」以下の解釈私案も示しておきたい。楽音寺の修理に関わって、「卿殿、少輔殿」のもとに「御修理用途二百余石」があるだろうから、それを受け取るべしと院主法泉から浄蓮に指示があった。そこ

で、浄蓮が「卿殿、少輔殿」に問い合わせてみたところ、「楽音寺を一手に知行しているが、そのような用途に心覚えはない。ましてや(楽音寺領に)十二人僧の相節が分配されてしまったので、(楽音寺では)衣食すら事欠くありさまである」というのが二人の回答であった。このことについては、「卿殿、少輔殿」から直接、院主へ報告があったということなので、(法泉にも)きつとこ了解いたただけるであろう、と結ばれている。「卿殿、少輔殿」がどのような人物であるかが解釈のポイントになるが、楽音寺領の管理(「知行」を管理と解釈してみた)に携わっていること、第一条で問題となった十二人僧相節により衣食にも事欠くと不満を述べていることから、楽音寺の寺僧と考えたい。浄蓮が直接コンタクトをとっていることも、第一条からうかがえる浄蓮と楽音寺僧との関係に整合的である。彼らに対して浄蓮が敬語を用いていることはやや気になるが、寺僧の中でも地位が高い人間なのであろうか(「卿殿、少輔殿」と公名で呼ばれていることも、これと関係するか)。大方の御叱正を仰ぎたい。

(東京大学大学院人文社会系研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇二二年一月二日受付、二〇二三年三月二日審査終了)



---

## Kobayakawa Family Who Transferred Their Stronghold from East Japan to West Japan in Kamakura Period and Gakuonji Temple

TAKAHASHI Noriyuki

One of the themes attracting attention in recent study of Japanese medieval history is movement of the *bushi*. It is typical movement in Kamakura period that *gokenin* transferred their stronghold from east Japan to west or north Japan. What kind of environment of the place, where they moved to, did they use to settle in there, and what kind of situation did they create there? This paper examines the relation between Gakuonji temple in Nuta-no-sho estate and Kobayakawa family to make this subject clear.

Gakuonji temple was the Nuta's family temple, who was the original ruler of Nuta-no-sho estate. The prime priest of Gakuonji temple, who held an additional post of master scholar of Nuta-no-sho Ichinomiya which was the shrine of the highest status in Nuta-no-sho estate, participated in a religion event which tied Nuta-no-sho estate deeply. Therefore, Gakuonji temple played an important role in dominion of the region.

Kobayakawa family, who took place for Nuta family, tried to make Gakuonji temple their family temple in order to rule over Nuta-no-sho estate effectively. In fact, there was a conflict of interest between prime priest and the other priests in Gakuonji temple, and Kobayakawa family were going to intervene in the temple, taking advantage of this conflict. This case provides us an effective viewpoint about how did *bushi* who transferred their stronghold take power and organization in the place where they moved to.

Kobayakawa family eventually could not make Gakuonji temple their family temple. Internal trouble of Kobayakawa family and big presence of Nuta family who succeeded to the position of prime priest of Gakuonji temple prevented it. After Nanboku-chō period, Kobayakawa family built new relations with Gakuonji temple. The concrete state of the relations is an examination subject of the future.

Additionally, this paper shows new lights of some subjects about *jito* of Nashiwa-go in Nuta-no-sho estate.

Key words: Movement of the *bushi*, Kobayakawa family, Nuta-no-sho estate in Aki province, dominion over the region, family temple of *jito*

---